

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会審査日程

日時 令和3年11月29日

総務文教常任委員会・民生福祉常任委員会

連合審査会終了後

場所 第2委員会室

1 議案第99号 令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算(第14回)について

審査番号① 福祉部

- (1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明
 - 3-1-9 社会福祉課（歳入 15-2-2）
 - 3-2-10 子育て支援課（歳入 15-2-2）
- (2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

令和3年11月19日
○特例貸付、住居確保給付金について
社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室

○自立支援金について
社会・援護局 新型コロナウイルス感染症生活
困窮者自立支援金業務推進室

代 表 :03-5253-1111

報道関係者 各位

緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間の延長等について

今般、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、新型コロナウイルス感染症の影響等により生活に困窮される方々へ適切な支援を届けるため、以下の措置を実施予定ですので、お知らせいたします。

各施策の具体的な内容等は、別途厚生労働省ホームページ等で周知させていただく予定です。

1. 緊急小口資金等の特例貸付について

(1) 申請期間の延長

緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付）の特例貸付については、令和3年11月末までとしていた申請期限を令和4年3月末まで延長すること。

また、総合支援資金（再貸付）の特例貸付については、令和3年11月末までとしていた申請期限を令和3年12月末まで延長し、同月末をもって終了すること。

総合支援資金（再貸付）の申請期限終了後の令和4年1月以降は、3の（1）のとおり、緊急小口資金及び総合支援資金（初回）を借り終えた一定の困窮世帯も新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の対象とできるよう措置すること。

(2) 返済開始時期の延長

緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付については、現在令和4年3月末としている据置期間について、令和4年12月末まで延長すること。

2. 住居確保給付金について

(1) 特例の対象となる申請期間の延長

住居確保給付金の支給が終了した方に対して、解雇以外の離職や休業に伴う収入減少等の場合でも3ヶ月間の再支給を可能とする特例、住居確保給付金と職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例について、対象となる申請の受付期間を令和3年11月末から令和4年3月末まで延長すること。（本特例による再支給は1度限りとなること。）

（2）求職活動要件について

求職活動要件について、当面の間、ハローワークに加え、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口での求職活動も可能とすること。

また、緊急事態宣言時における求職活動要件の特例について、まん延防止等重点措置対象地域も対象とした上で、解除の翌月末までの間措置することを可能にすること。

3. 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

（1）申請期間の延長及び再支給の実施

自立支援金については、初回の支給（最大3ヶ月）に加え、再支給（最大3ヶ月）も可能にするとともに、令和3年11月末までとしていた申請の受付期間を令和4年3月末まで延長すること。

また、総合支援資金（再貸付）の申請期限終了後の令和4年1月以降は、総合支援資金（再貸付）に代えて、緊急小口資金及び総合支援資金（初回）を借り終えた一定の困窮世帯も対象とすること。（再貸付を申請・利用した世帯にあつては、再貸付を借り終えることが必要。）

（2）求職活動要件について

求職活動要件について、ハローワークに加え、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口での求職活動も可能とすること。また、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置対象地域については解除の翌月末までの間、ハローワーク等での相談や企業への応募等の回数を減ずることができることとすること。

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、原則として、「**プッシュ型通知**」による支給を行いますので、**改めての申請は不要**です。（高校生等の方は申請が必要です。裏面参照）

※支給を希望しない場合は、12月13日までに、給付金受給拒否の届出書を郵送または窓口持参の方法でご提出してください。

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- ①令和3年9月分の**児童手当（本則給付）支給対象**となる児童
- ②9月30日時点で**高校生**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ③10月以降令和4年3月31日までに生まれた**児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）**

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、5万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、12月下旬から順次支給を開始します。12月末になっても入金の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。※申請が必要な方については、支給時期が異なります。詳しくは裏面記載の窓口までお問い合わせください。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

①児童手当（本則給付）を受給している受給者及び一部の高校生や新生児の保護者
令和3年10月支給時の児童手当（本則給付）を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。

②支給申請を行った保護者

子育て世帯への臨時特別給付金申請書で、別途指定した口座に振り込みます。
※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和4年2月末までに必ずご対応をお願いします。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

原則「プッシュ型」支給です。

山陽小野田市では、12月下旬に支給する見込みです。（申請が必要な方を除く）

山陽小野田市

① 給付金のご案内・希望しない場合等の届出書を送付します。

② 希望しない場合等のみ、届出書を返送してください。

③ 児童手当登録銀行口座等へ振り込みます。

※一部の方については、子育て世帯への臨時特別給付金申請書を提出します。

子育て世帯

申請が必要な方
（「プッシュ型」通知のお知らせが届かない方）※高校生や新生児の保護者及び公務員等

私は申請が必要なの？（申請が必要な方＝「プッシュ型」通知のお知らせが届かない方）

例えば、次に記載する方は申請が原則必要です。詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

- ・令和3年9月30日時点で**高校生**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）と同等未満の所得である場合）※令和3年9月分の児童手当の支給対象となっている中学生以下のきょうだいがいる方を除く
- ・同年10月以降令和4年3月までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童（**新生児**）の保護者
- ・所属庁から児童手当（本則給付）を受給している**公務員**等

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和3年9月30日）時点での住所地市町村（特別区含む）から支給されますので、10月1日以降転居された方は、引越前の市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、山陽小野田市で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

子育て世帯への臨時特別給付金については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせは



山陽小野田市役所 子育て支援課子育て支援係

電話：（0836）82-1175

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに山陽小野田市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに山陽小野田市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。